第四号中「が多額であることを考慮して総務大臣が算定した額」を「のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額に、財政力指数が〇・八以上の市町村にあつては〇・二、〇・七以上〇・八未満の市町村にあつては〇・三、〇・五以上〇・七未満の市町村にあつては〇・四、〇・三以上〇・五未満の市町村にあつては〇・五、〇・三未満の市町村にあつては〇・六をそれぞれ乗じて得た額」に改め、同項第五号中「に要する経費が多額であることを考慮して総務大臣が算定した額」を「を受ける児童数として総務大臣が調査した数に四八、〇〇〇円を乗じて得た額」に改め、同項第六号中「が多額であることを考慮して総務大臣が算定した額」を「のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・二を乗じて得た額」に改め、同項第九号を次のように改める。

九　附則第四項第一号に規定する算定方法に準じて算定した額

附則第十三項を附則第十四項とし、附則第十二項を附則第十三項とし、附則第十一項中「平成二十一年度」を「平成二十二年度」に改め、同項第一号中「調査した額」の下に「（当該額が六七、六〇〇、〇〇〇円を超えるときは、六七、六〇〇、〇〇〇円とする。）に財政力指数が〇・八以上の指定都市にあつては〇・五、〇・六以上〇・八未満の指定都市にあつては〇・七、〇・五以上〇・六未満の指定都市にあつては〇・九、〇・五未満の指定都市にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額」を加え、同項第三号及び同項第四号を削り、同項第五号を同項第三号とし、同項第六号中「45,000円」を「46,000円」に、「16,000円」を「19,000円」に、「37,000円」を「38,000円」に改め、同号を同項第四号とし、同項第七号中「公設民営」を「一般社団法人又は一般財団法人」に改め、同号を同項第五号とし、同項第八号中「調査した額」の下に「に〇・八を乗じて得た額又はスクールバス等の運行台数に運行月数を乗じて得た額を十二で除して得た数に五、六四四、〇〇〇円を乗じて得た額のいずれか少ない額」を加え、同号を同項第六号とし、同項第九号を次のように改める。

七　附則第四項第十号に規定する算定方法に準じて算定した額

附則第十一項第十号中「一、三七二円」を「一、四〇四円」に改め、同号を同項第八号とし、同項第十一号を次のように改める。

九　附則第四項第十二号に規定する算定方法に準じて算定した額

附則第十一項第十二号を同項第十号とし、同項第十三号を削り、同項第十四号を同項第十一号とし、同項第十五号から同項第十七号までを三号ずつ繰り上げ、同項第十八号を削り、同項第十九号を次のように改める。

十五　附則第四項第十七号に規定する算定方法に準じて算定した額

附則第十一項に次の二号を加える。

十六　住民基本台帳カードの交付手数料を免除して交付した枚数として総務大臣が調査した数に五〇〇円を乗じて得た額

十七　附則第四項第十九号に規定する算定方法に準じて算定した額

附則第十一項を附則第十二項とし、附則第十項中「平成二十一年度」を「平成二十二年度」に、「第三十七号、第四十四号、第五十四号、第六十四号及び第六十八号」を「第三十六号、第四十三号、第五十三号、第六十三号及び第六十七号」に、「第十六号に掲げる事項については」を「第十四号に掲げる事項については」に改め、同項を附則第十一項とし、附則第九項を削り、附則第八項の次に次の二項を加える。

9　平成二十二年度から平成三十八年度までの間に限り、健全化法附則第四条の規定に基づきなお従前の例によることとされた財政再建計画に係る市町村が同法第八条第一項の規定により財政再生計画を定めた場合の第三条第一項第一号イの表第五号において準ずるものとされる第二条第一項第一号の表第六十一号の規定の適用については、同号中「〇・五」とあるのは「三分の二」とする。

10　平成二十二年度に限り、第三条第一項第一号ロの額は、同号ロの規定によつて算定した額に、附則第四項第十八号に規定する算定方法に準じて算定した額を加えた額とする。

附　則

この省令は、公布の日から施行し、平成二十二年度分の特別交付税から適用する。

告　示

○農林水産省告示第二千百十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年十二月十日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　茨城県石岡市上青柳字山口二九二、字天神二九四、字寺山下七五二の一、七五三

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を茨城県庁及び石岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百二十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年十二月十日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　茨城県久慈郡大子町大字頃藤字後山二四二八、字仁田二九五〇の一（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を茨城県庁及び大子町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百二十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年十二月十日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　茨城県久慈郡大子町大字大沢字三ヶ草一六三一の一、字向番所上ノ山一六三九、字槻ノ沢一四三六の一、一四三六の二、一六一五、一六二二の三、一六二二の一五から一六二二の二二から一六二二の二五まで、一六二二の三二、一六二二の三四、一六二二の三六、一六二七の一、一六二七の二、一六二七の四、一六二七の五、字吉内一六〇六の一〇から一六〇六の一二まで、一六〇六の一四、一六〇七の一、一六〇九の一、字大塩沢二〇五九の一、字郷子沢二〇六二、字丸山二〇六六の四、字向平一五四〇、一五四一、一五四三、一五七〇、一五七一の一、一五七一の二、字帯石一五七七、一五七八、字芝山一三五二の二、二三一六の五、字金山沢二三〇〇、字松場一〇一七、字下松場二二二八、二二二九の六、字野倉下川原一五五六、字アバチ沢口二一九三、大字頃藤字三郎塚五八八七の一、五八八七の三、五九四七の二、五九六二の一、五九六二の四、五九六二の一〇、字帯石五九六八、五九七一、五九七二の一、字下瀬野々六一三一の三

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を茨城県庁及び大子町役場に備え置いて縦覧に供する。）